

第9回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月11日（金） 13時58分～14時30分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室1

3 出席農業委員（16名）

1番委員	三浦勝志	3番委員	對馬忠法	4番委員	古川 榮
5番委員	工藤 守	6番委員	高井美奈子	7番委員	今井文雄
8番委員	大川哲彌	9番委員	花田良造	10番委員	工藤 正
12番委員	葛西雅博	13番委員	今井龍美	14番委員	柴田博明
15番委員	桑田久毅	16番委員	小山内知寛	18番委員	山口知治
19番委員	長尾 浩				

4 欠席農業委員（3名）

2番委員	齋藤美也子	11番委員	丹代純嗣	17番委員	三浦良孝
------	-------	-------	------	-------	------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7名）

平賀-1	赤平和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸茂春
平賀-4	齊藤嗣郎	平賀-5	谷川一雄	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

尾上-1	小野 良				
------	------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（3名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤満徳	碓ヶ関支局長補佐	福士鉄也
主査	谷川智也				

8 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第31号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第33号 農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 34 号 空家に付随した農地の別段面積及び区域の解除について
- 報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 26 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 27 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 14 時 02 分]

議長 (今井 龍美) これより、第 9 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
日程第 1、議事録署名者を議長より指名するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
18 番山口委員、19 番長尾委員にお願いいたします。

議長 次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。
書記には、福士碓ヶ関支局長長補佐を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 30 号から議案第 34 号までの 5 件、ほかに報告が 3 件でございます。
今回も新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
それでは、議案審議に入ります。

議案第 30 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 30 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、39 番は受贈、40 番から 43 番は新規就農、44 番および 45 番は経営拡大、46 番および 47 番はお互いの交換によるものです。

件数は 9 件、面積 24,891 平方メートル、田 5 筆 5,731 平方メートル、畑 24 筆 19,160 平方メートルとなっています。

賃貸借権設定について、31 番は基盤法から 3 条へ切り替えによる再設定、32 番および 33 番は経営拡大によるものです。

件数は 3 件、面積 15,717 平方メートル、地目はすべて田となっています。今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点がある方がおりましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは議案第 30 号について、質疑、ご意見を求めます。

なにかございませんか。

12 番葛西委員

12 番葛西委員

所有権移転の合同会社は、どのような会社なのか。また、代表社員というのはどういうことか。

谷川主査

所有権移転 40 番及び 41 番の合同会社は、農業を行うということで、令和 4 年 9 月に登録された社員 3 人の会社です。

富士碓ヶ関支局長補佐

補足説明させていただきます。代表社員という肩書のことかと思いますが、会社の形態が株式会社、有限会社などありますが、新たに合

同会社という会社の形態ができました。合同会社は各法人の出資する人が集まって一つの会社を組んで、その中で株式会社代表取締役社長とかありますが、その社長が代表社員という呼び方をするそうです。社長がいなくて社員が全員出資すれば全員が代表社員になることが可能だそうです。その中で社員の出資の額によって代表一人を決める方法もあるそうで、社長が代表社員だと思っていただければということです。

谷川主査

農業をやるということで立ち上げた会社で、作物は桃とシャインマスカットを作付けするそうです。

12 番葛西委員

現況地目は畑ですが、現状はどうなのか。

谷川主査

登記は田となっている所でも、畑として使用しています。中には遊休農地的な所もありますが、それを解消して桃とシャインマスカットをやるという計画です。

議長

ほかにございませんか。

18 番山口委員。

18 番山口委員

この方々は農業経験があるのですか。土地を持ってないということで機械も満足にあるのか、新規就農者で管理不十分で駄目になってしまう場合もあるので、そのところをはっきりしないと、農地を任せるとには不透明なのではないか。

谷川主査

計画書の中では、農作業の経験が稲作になっており、農業をやりたいという理由です。

18 番山口委員

新規就農で管理不十分で迷惑をかけている事例もある。

福士碓ヶ関支局長補佐

この方は碓ヶ関の方で私も知っています。自分の世帯で農地は持っていないませんが、祖父母が農業をやっていて、それを手伝っています。合同会社のメンバーの中には私が知っている方で、農業法人で大鱈もやしを作っている方とか、農業に携わっている方がいる組織で、農業経験がゼロではない。シャインマスカットの経験はわかりませんが、この方の友人にシャインマスカットを栽培している方がいるので、指導されながら進めていくのではないかと思います。

18 番山口委員

管理を徹底してくれるのなら良い。

福士碓ヶ関支局
長補佐

営農計画書等がそろっている時点で、新規就農という形で申請があがっているのですが、当然、新規就農という言葉どおり改めて農業参入するということなので、完全な農業経験、皆さんのようなベテランではないのでいろいろ不具合はあると思います。そこは時間をかけて成長していく形で、それがうまくいかなかった時に初めて農業委員会として、できることはちゃんとやってください。と指導できる組織が農業委員会だと思いますので、その時はみなさんのお力をお願いします。

議長

柴田委員、地元ですのでご意見をお願いします。

14 番柴田委員

この件については、11月の6日か7日に現地を確認してきました。41番の場所、ここには既にぶどうの苗木が植えられています。状況からみて1年から2年木くらいだと思います。将来的にはマスカットをやるということなので、その苗木だと思います。支柱も鉄骨を使っています。2ページの40番は現地を確認したところ、雑草、雑木でした。これから農業をやるには、刈り取りしてきれいにやるかだと思います。今後については、農業委員会事務局が足を使って確認しながら指導していただければと思います。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第31号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

6ページをご覧ください。

議案第31号農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添3の「農地転用許可基準説明書」と合わせて、7ページをご覧ください。

こちらの申請地は、8ページのとおり、平川消防署から北東へ約500メートル

ルに位置する農地です。土地利用計画は9ページのとおりで、農家住宅と物置が建っておりますが、これを追認許可するものです。

農地区分は別添3の1にあるとおりで、8の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地に立ち会いました、9番花田委員、10番工藤委員、疑問点等がありましたら、お願いします。

担当委員

特にありません。

議長

それでは、議案第31号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第32号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

10ページをご覧ください。

議案第32号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添4の農地転用許可基準説明書と合わせて、11ページをご覧ください。

こちらの申請地は12ページのとおり、平川市役所から北東へ約250メートルに位置する農地です。土地利用計画は13ページのとおりで駐車場の一部として拡張するものです。農地区分は別添4の1にあるとおりで、8の総合意見として、許可できる要件を満たすため、許可相当と考えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、9番花田委員、10番工藤委員、疑問点

等がありましたらお願いします。

担当委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 32 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 33 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

14 ページをご覧ください。

議案第 33 号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

15 ページ所有権移転については、整理番号 49 番から 51 番は譲受人の「経営拡大」による売買です。

今回の件数は 3 件、面積 18,925 平方メートルで、地目はすべて田です。なお、売買価格については、別添 5 のとおりです。

今回、申請のあった案件については、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 19 番長尾委員、1 番三浦委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員 特にありません。

議長 それでは、議案第 33 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に議案第34号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査 16ページをご覧ください。
まず、資料の訂正をお願いいたします。表題の下の説明文の2行目、「農地について、別段面積及び…」ですが、段の字が断るの断になっております。正しくは段階の段の字となりますので、訂正願います。
議案第34号空家に付随した農地の別段面積及び区域の解除について、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受け、別紙のとおり別段面積及び区域の指定を受けた農地について、別段面積及び区域の指定を解除するため審議を求めるものです。

17ページをご覧ください。

こちらは、9月総会で承認された平川市空家に付随した農地の別段面積取扱基準により、別段面積及び区域の指定を受けた農地の権利が、移転したことを確認したので、取扱基準第6条第1項第1号に規定する、「空家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したときは解除する」に沿って、当該指定を解除するため提案するものです。

申請件数は1件、面積は674平方メートルです。地目はすべて畑となっております。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第34号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報告 3 件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主査

18 ページをご覧ください。

報告第 25 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 6 関連案件一覧と合わせて、19 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、22 番は自作するため、23 番は他者へ売買するため、24 番は借受人または他者へ売買するため、それぞれ解約するものです。件数は 3 件、面積 21,833 平方メートルで、地目はすべて田です。

続いて、報告第 26 号使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

21 ページをご覧ください。

こちらは、他者へ売買するため解約するもので、10 月総会の議案第 29 号基盤法の所有権移転ナンバー 43 で可決された案件で、本来は同月の総会で報告すべきものであります。お詫び申し上げ報告いたします。

件数は 1 件、面積 417 平方メートルで、地目はすべて畑です。

続いて、22 ページをご覧ください。

報告第 27 号農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について、このことについて、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

23 ページをご覧ください。

こちらの届出地は、24 ページのとおり、尾上総合高校から北西へ約 170 メートルに位置する農地です。土地利用計画図は 25 ページのとおりで、盛土後はかぼちゃ等を作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 9 回総会を閉会いたします。

[閉会 14 時 30 分]